

も懸念されています。

県では、県民が屋外で活動する機会の増える日中の行動の参考となるよう、平成25年3月から、国が示した注意喚起のための暫定的な指針に該当する場合には、「PM2.5に関する注意情報」を公表することとしましたが、平成27年度は注意情報を発表するような状況はありませんでした。

#### ア 年平均値の推移

##### (ア) 一般局

平成27年度は、微小粒子状物質の測定を6市8測定局で実施しました。

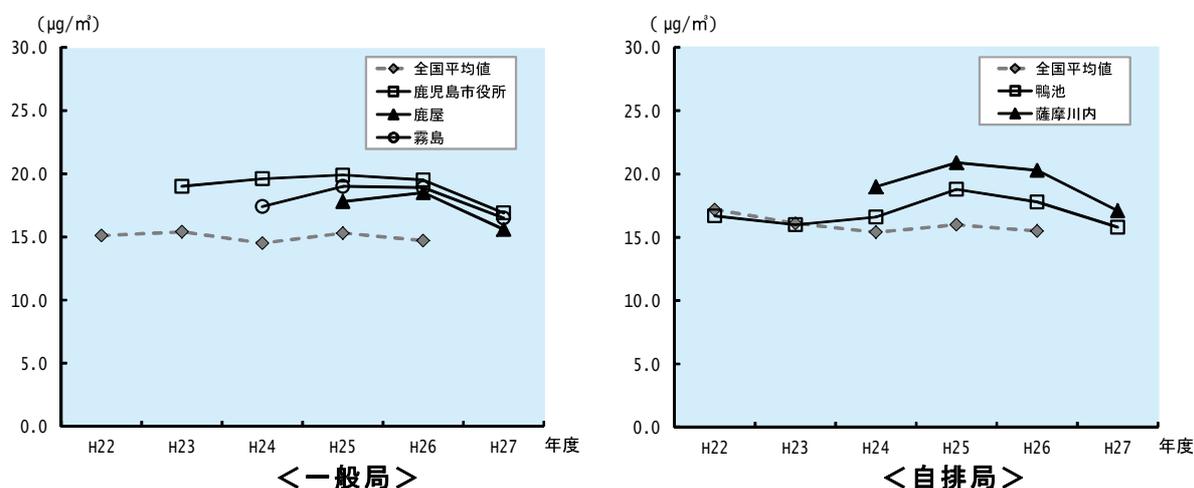
県内における年平均値の推移は、図3-9のとおりであり、ここ2年は概ね減少傾向となっています。

##### (イ) 自排局

平成27年度は、微小粒子状物質の測定を2市2測定局で実施しました。

鴨池及び薩摩川内局の年平均値は、一般局同様ここ2年においては減少傾向となっています。(図3-9)

図3-9 微小粒子状物質の年平均値の推移



#### イ 環境基準の達成状況

平成27年度は、大陸からの越境大気汚染等の影響を受けて、喜入局、出水局及び南さつま局を除く7測定局(一般局5局、自排局2局)で達成していません。

(表3-35, 表3-36)

表3-35 微小粒子状物質測定結果（平成27年度）＜一般局＞

市名	測定局	1年平均値	1日平均値	1日平均値が	測定日数	環境基準の 長期的評価
		( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	の98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)		
鹿児島市	鹿児島市役所	16.9	31.7	4	352	非達成
	谷山支所	15.9	31.8	4	365	非達成
	喜入	12.2	26.3	1	365	達成
鹿屋市	鹿屋	15.6	33.4	6	366	非達成
出水市	出水	13.8	29.5	3	366	達成
霧島市	霧島	16.5	33.8	6	366	非達成
いちき串木野市	羽島	15.6	32.3	5	363	非達成
南さつま市	南さつま	14.4	29.0	4	365	達成

表3-36 微小粒子状物質測定結果（平成27年度）＜自排局＞

市名	測定局	1年平均値	1日平均値	1日平均値が	測定日数	環境基準の 長期的評価
		( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	の98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)		
鹿児島市	鴨池	15.8	33.0	6	366	非達成
薩摩川内市	薩摩川内	17.1	34.0	7	365	非達成

⑧ 大気測定車による測定結果

大気測定局が設置されていない市町村を対象に、大気測定車による監視・測定を実施していますが、平成27年度は、始良市、南さつま市、出水市及び屋久島町で延べ5回の測定を実施しました。（表3-37、表3-38）

表3-37 大気測定車による測定状況（平成27年度）

測定地点	測定期間	測定項目						備考
		SO <sub>x</sub>	SPM	NO <sub>x</sub>	O <sub>3</sub>	CO	NMC	
始良市（国道10号沿道）	H27. 4.23～5.24	○	○	○	○	○	○	始良市①
	H27. 8.29～9.28	○	○	○	○	○	○	始良市②
南さつま市（南さつま市役所）	H27. 7.17～8.16	○	○	○	○	○	○	南さつま市
出水市（北薩地域振興局出水庁舎）	H27.10.9～11.8	○	○	○	○	○	○	出水市
屋久島町（屋久島環境文化センター駐車場）	H27.11.26～12.21	○	○	○	○	○	○	屋久島町

表3-38-① 大気測定車による測定結果（二酸化硫黄，浮遊粒子状物質）

測定地点	二酸化硫黄					浮遊粒子状物質				
	1時間値 (ppm)			1日平均値(ppm)		1時間値 (mg/m <sup>3</sup> )			1日平均値(mg/m <sup>3</sup> )	
	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値
始良市①	0.002	0.075	0.000	0.014	0.000	0.022	0.088	0.000	0.037	0.007
始良市②	0.001	0.029	0.000	0.004	0.000	0.018	0.064	0.000	0.036	0.009
南さつま市	0.001	0.015	0.000	0.003	0.000	0.022	0.062	0.000	0.045	0.008
出水市	0.001	0.016	0.000	0.004	0.000	0.020	0.055	0.001	0.035	0.010
屋久島町	0.004	0.032	0.000	0.014	0.000	0.015	0.188	0.000	0.037	0.008

表 3-38-② 大気測定車による測定結果（二酸化窒素，一酸化窒素，窒素酸化物）

測定地点	二酸化窒素					一酸化窒素				
	1時間値 (ppm)			1日平均値(ppm)		1時間値 (ppm)			1日平均値(ppm)	
	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値
始良市①	0.008	0.039	0.000	0.015	0.004	0.004	0.055	0.000	0.009	0.001
始良市②	0.008	0.025	0.001	0.012	0.003	0.004	0.047	0.000	0.011	0.000
南さつま市	0.002	0.012	0.000	0.003	0.000	0.000	0.005	0.000	0.001	0.000
出水市	0.003	0.012	0.001	0.005	0.001	0.000	0.004	0.000	0.001	0.000
屋久島町	0.004	0.028	0.000	0.011	0.001	0.000	0.009	0.000	0.002	0.000
測定地点	窒素酸化物									
	1時間値 (ppm)			1日平均値(ppm)						
	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値					
始良市①	0.012	0.072	0.000	0.024	0.005					
始良市②	0.012	0.057	0.001	0.022	0.003					
南さつま市	0.002	0.017	0.000	0.004	0.000					
出水市	0.004	0.014	0.001	0.006	0.001					
屋久島町	0.005	0.037	0.000	0.013	0.001					

表 3-38-③ 大気測定車による測定結果（光化学オキシダント，一酸化炭素）

測定地点	光化学オキシダント					一酸化炭素				
	昼間の1時間値 (ppm)			時間達成率		1時間値 (ppm)			1日平均値(ppm)	
	平均値	最高値	最低値	時間	(%)	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値
始良市①	0.043	0.093	0.001	472	100.0	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1
始良市②	0.031	0.058	0.001	460	100.0	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1
南さつま市	0.020	0.052	0.001	460	100.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
出水市	0.039	0.072	0.010	459	100.0	0.2	0.3	0.1	0.2	0.1
屋久島町	0.033	0.048	0.004	389	100.0	0.4	2.4	0.2	1.0	0.2

※ 時間達成率＝（昼間の環境基準達成時間／昼間の測定時間）×100

※ 昼間の測定時間とは5時から20時まで

表 3-38-④ 大気測定車による測定結果（非メタン炭化水素，メタン）

測定地点	非メタン炭化水素					メタン				
	午前6時～9時の3時間 平均値(ppmC)			1日平均値(ppmC)		午前6時～9時の3時間 平均値(ppmC)			1日平均値(ppmC)	
	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	最高値	最低値
始良市①	0.10	0.88	0.01	0.22	0.02	1.92	1.99	1.79	1.95	1.85
始良市②	0.11	1.08	0.01	0.19	0.02	1.93	2.02	1.85	1.99	1.86
南さつま市	0.04	0.16	0.01	0.16	0.01	1.92	2.15	1.77	2.01	1.78
出水市	0.03	0.08	0.01	0.05	0.01	1.91	2.01	1.86	1.95	1.85
屋久島町	0.03	0.08	0.01	0.09	0.01	1.93	2.13	1.84	2.02	1.85

⑨ 有害大気汚染物質

環境大気中の有害大気汚染物質については、低濃度ではあるものの多様な物質が検出されており、その長期曝露による健康影響が懸念されています。

本県においては、有害大気汚染物質の中でも健康リスクが高いとして選定された優先取組物質について、平成9年10月より監視測定を実施しています。

平成27年度の調査結果は、表3-39のとおりです。環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質は、いずれも環境基準を達成しています。また、その他の物質は全国平均値（平成26年度）と比較して同等若しくは低いレベルにあります。

表3-39 有害大気汚染物質測定結果（平成27年度）

（単位：μg/m<sup>3</sup>）

有害大気汚染物質	調査地点	地域区分	年平均値	濃度範囲	全国平均値
ベンゼン	鹿児島市役所	全国標準	0.97	0.26 ~ 1.4	1.0
	薩摩川内局	全国標準	1.0	0.55 ~ 1.6	
	鹿屋市札元	全国標準	0.70	0.32 ~ 1.1	
	霧島局	全国標準	0.83	0.43 ~ 1.4	
	始良市西餅田	地域特設	0.81	0.45 ~ 1.1	
南さつま市役所	地域特設	0.72	0.34 ~ 1.3		
トリクロロエチレン	鹿児島市役所	全国標準	0.028	<0.0012 ~ 0.034	0.51
	薩摩川内局	全国標準	0.034	0.006 ~ 0.067	
	鹿屋市札元	全国標準	0.028	0.006 ~ 0.053	
	霧島局	全国標準	0.032	0.005 ~ 0.053	
	始良市西餅田	地域特設	0.031	0.006 ~ 0.060	
南さつま市役所	地域特設	0.027	0.005 ~ 0.061		
テトラクロロエチレン	鹿児島市役所	全国標準	0.056	0.034 ~ 0.088	0.15
	薩摩川内局	全国標準	0.025	0.015 ~ 0.035	
	鹿屋市札元	全国標準	0.025	0.012 ~ 0.055	
	霧島局	全国標準	0.024	0.016 ~ 0.037	
	始良市西餅田	地域特設	0.041	0.019 ~ 0.053	
南さつま市役所	地域特設	0.026	0.018 ~ 0.043		
ジクロロメタン	鹿児島市役所	全国標準	1.0	0.71 ~ 1.5	1.5
	薩摩川内局	全国標準	0.94	0.60 ~ 1.3	
	鹿屋市札元	全国標準	0.71	0.43 ~ 1.0	
	霧島局	全国標準	0.74	0.48 ~ 0.99	
	始良市西餅田	地域特設	0.90	0.58 ~ 1.3	
南さつま市役所	地域特設	0.72	0.32 ~ 1.1		
アクリロニトリル	鹿児島市役所	全国標準	0.014	<0.010 ~ 0.016	0.070
	薩摩川内局	全国標準	0.011	0.005 ~ 0.016	
	鹿屋市札元	全国標準	0.0070	0.005 ~ 0.011	
	霧島局	全国標準	0.024	0.005 ~ 0.10	
	始良市西餅田	地域特設	0.0078	0.005 ~ 0.017	
南さつま市役所	地域特設	0.0088	0.005 ~ 0.015		
塩化ビニルモノマー	鹿児島市役所	全国標準	0.032	<0.003 ~ 0.050	0.046
	薩摩川内局	全国標準	0.033	0.0014 ~ 0.15	
	鹿屋市札元	全国標準	0.027	0.0014 ~ 0.12	
	霧島局	全国標準	0.017	0.0014 ~ 0.074	
	始良市西餅田	地域特設	0.023	0.0013 ~ 0.11	
南さつま市役所	地域特設	0.018	0.0014 ~ 0.058		
クロロホルム	鹿児島市役所	全国標準	0.18	0.08 ~ 0.27	0.23
	薩摩川内局	全国標準	0.19	0.14 ~ 0.30	
	鹿屋市札元	全国標準	0.18	0.10 ~ 0.30	
	霧島局	全国標準	0.18	0.14 ~ 0.28	
	始良市西餅田	地域特設	0.17	0.11 ~ 0.26	
南さつま市役所	地域特設	0.17	0.084 ~ 0.27		
1,2-ジクロロエタン	鹿児島市役所	全国標準	0.16	0.063 ~ 0.35	0.20
	薩摩川内局	全国標準	0.14	0.059 ~ 0.21	
	鹿屋市札元	全国標準	0.15	0.075 ~ 0.33	
	霧島局	全国標準	0.14	0.062 ~ 0.28	
	始良市西餅田	地域特設	0.13	0.056 ~ 0.24	
南さつま市役所	地域特設	0.15	0.062 ~ 0.26		
水銀及びその化合物	鹿児島市役所	全国標準	0.0011	0.00077 ~ 0.0014	0.0020
	薩摩川内局	全国標準	0.0012	0.00086 ~ 0.0013	
	鹿屋市札元	全国標準	0.0012	0.0010 ~ 0.0017	
	霧島局	全国標準	0.0013	0.0011 ~ 0.0014	
	始良市西餅田	地域特設	0.0012	0.0011 ~ 0.0015	
南さつま市役所	地域特設	0.0011	0.00079 ~ 0.0014		

有害大気汚染物質	調査地点	地域区分	年平均値	濃度範囲	全国平均値
ニッケル化合物	鹿児島市役所	全国標準	0.0018	0.0010 ~ 0.0031	0.0041
	薩摩川内局	全国標準	0.00086	0.00016 ~ 0.0017	
	鹿屋市元局	全国標準	0.00051	0.00024 ~ 0.00084	
	霧島局	全国標準	0.00074	0.00023 ~ 0.0014	
	始良市西餅田	地域特設	0.0011	0.00022 ~ 0.0028	
南さつま市役所	地域特設	0.0013	0.00034 ~ 0.0035		
ヒ素及びその化合物	鹿児島市役所	全国標準	0.0013	0.00056 ~ 0.0022	0.0016
	薩摩川内局	全国標準	0.00092	0.00027 ~ 0.0015	
	鹿屋市元局	全国標準	0.00070	0.00034 ~ 0.0012	
	霧島局	全国標準	0.00068	0.00028 ~ 0.00097	
	始良市西餅田	地域特設	0.00093	0.00028 ~ 0.0016	
南さつま市役所	地域特設	0.00064	0.00019 ~ 0.0015		
1,3-ブタジエン	鹿児島市役所	全国標準	0.081	0.049 ~ 0.15	0.11
	薩摩川内局	全国標準	0.11	0.081 ~ 0.14	
	鹿屋市元局	全国標準	0.051	0.013 ~ 0.11	
	霧島局	全国標準	0.048	0.018 ~ 0.083	
	始良市西餅田	地域特設	0.077	0.049 ~ 0.10	
南さつま市役所	地域特設	0.030	0.010 ~ 0.054		
マンガン及びその化合物	鹿児島市役所	全国標準	0.026	0.0076 ~ 0.048	0.024
	薩摩川内局	全国標準	0.0070	0.0011 ~ 0.0086	
	鹿屋市元局	全国標準	0.0040	0.0013 ~ 0.0068	
	霧島局	全国標準	0.0057	0.0011 ~ 0.014	
	南さつま市役所	地域特設	0.0057	0.0011 ~ 0.014	
アセトアルデヒド	鹿児島市役所	全国標準	1.7	1.2 ~ 2.3	2.1
	薩摩川内局	全国標準	1.6	1.2 ~ 2.5	
	鹿屋市元局	全国標準	1.9	1.2 ~ 2.8	
	霧島局	全国標準	1.6	1.1 ~ 1.9	
	始良市西餅田	地域特設	2.2	1.1 ~ 3.8	
南さつま市役所	地域特設	1.6	0.87 ~ 2.6		
塩化メチル	鹿児島市役所	全国標準	1.5	1.1 ~ 1.7	1.5
	薩摩川内局	全国標準	1.7	1.3 ~ 2.2	
	鹿屋市元局	全国標準	1.7	1.4 ~ 1.9	
	霧島局	全国標準	1.6	1.3 ~ 1.8	
	南さつま市役所	地域特設	1.7	1.4 ~ 2.2	
クロム及びその化合物	鹿児島市役所	全国標準	0.0022	0.0015 ~ 0.0030	5.3
	薩摩川内局	全国標準	0.0014	0.00032 ~ 0.0033	
	鹿屋市元局	全国標準	0.00075	0.00023 ~ 0.0011	
	霧島局	全国標準	0.0011	0.00077 ~ 0.0014	
	南さつま市役所	地域特設	0.0024	0.00043 ~ 0.0083	
酸化エチレン	鹿児島市役所	全国標準	0.070	0.0078 ~ 0.12	0.083
	薩摩川内局	全国標準	0.072	0.034 ~ 0.15	
	鹿屋市元局	全国標準	0.069	0.028 ~ 0.15	
	霧島局	全国標準	0.049	0.026 ~ 0.082	
	南さつま市役所	地域特設	0.076	0.029 ~ 0.23	
トルエン	鹿児島市役所	全国標準	3.8	2.2 ~ 6.7	7.4
	薩摩川内局	全国標準	10	4.1 ~ 13	
	鹿屋市元局	全国標準	1.7	1.2 ~ 2.8	
	霧島局	全国標準	3.6	1.5 ~ 10	
	始良市西餅田	地域特設	2.8	1.9 ~ 4.1	
南さつま市役所	地域特設	1.6	0.90 ~ 2.5		
ベリリウム及びその化合物	鹿児島市役所	全国標準	0.000040	0.000017 ~ 0.000064	0.000020
	薩摩川内局	全国標準	0.000011	0.000011 ~ 0.000011	
	鹿屋市元局	全国標準	0.000011	0.000011 ~ 0.000012	
	霧島局	全国標準	0.000013	0.000011 ~ 0.000025	
	南さつま市役所	地域特設	0.000013	0.000011 ~ 0.000025	
ベンゾ [a] ピレン	鹿児島市役所	全国標準	0.000083	0.000012 ~ 0.00014	0.00018
	薩摩川内局	全国標準	0.000094	0.000021 ~ 0.00018	
	鹿屋市元局	全国標準	0.000058	0.0000060 ~ 0.00011	
	霧島局	全国標準	0.00010	0.0000077 ~ 0.00040	
	始良市西餅田	地域特設	0.000089	0.000023 ~ 0.00016	
南さつま市役所	地域特設	0.000065	0.0000082 ~ 0.000094		
ホルムアルデヒド	鹿児島市役所	全国標準	2.0	1.4 ~ 3.0	2.6
	薩摩川内局	全国標準	1.4	0.91 ~ 2.1	
	鹿屋市元局	全国標準	1.5	0.98 ~ 2.3	
	霧島局	全国標準	2.1	1.2 ~ 4.8	
	始良市西餅田	地域特設	2.0	0.85 ~ 5.6	
南さつま市役所	地域特設	1.2	0.85 ~ 1.7		

※ 最小値は鹿児島市役所については真値、それ以外については年平均値の計算に用いた値を示している。

⑩ 石綿（アスベスト）

石綿は各種建材、自動車のブレーキ等に広く使用されており、今後とも大気環境中への放出が長期的に続くことが考えられるためモニタリングを実施しています。

平成27年度における測定結果は、表3-40のとおりです。

表3-40 石綿環境濃度測定結果（平成27年度）

調査地点区分	所在地	採取年月日	石綿濃度 (本/L)
住宅地域	鹿児島市荒田一丁目（荒田公園）	H28. 2. 8 ~ 2. 10	0.25 <sup>*3</sup>
	霧島市国分中央五丁目（霧島局）	H28. 1. 5 ~ 1. 8	<0.19
商工業地域	鹿児島市七ツ島一丁目（道路沿い）	H28. 2. 8 ~ 2. 10	0.11 <sup>*3</sup>
幹線道路沿線	鹿児島市鴨池二丁目（鴨池測定局）	H28. 2. 8 ~ 2. 10	0.24 <sup>*3</sup>
	薩摩川内市御陵下町（薩摩川内局）	H28. 1. 6 ~ 1. 8	<0.19

※1 大気汚染防止法に基づく特定粉じん（石綿）発生施設の敷地境界における基準は10本/Lである。

※2 鹿児島市内については鹿児島市が調査実施、鹿児島市以外については鹿児島県が調査実施。

※3 総繊維濃度（本/L）を記載。

⑪ 降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中粒子状物質のうち、重力や雨などによって降下するばいじん、粉じんなどをいいます。

平成27年度における降下ばいじんの測定は、1市1町11地点で実施しており、測定結果は表3-41のとおりです。

なお、桜島の火山活動の影響を受ける地域では、火山活動の状況と気象条件によって測定値は大きく変動します。

表3-41 降下ばいじん量測定結果（平成27年度）

項目 市町名	測定地点数	年平均値（トン/㎥/月）		
		最高値	最低値	全地点平均値
鹿児島市	8	63.8	3.7	32.8
屋久島町	3	13.8	10.7	12.2

⑫ 酸性雨

酸性雨は、主として化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）等の大気汚染物質が溶け込んだ酸性の強い（pHが低い）雨、霧、雪（湿性沈着）のほか、粒子状（エアロゾル）やガス状で沈着するもの（乾性沈着）の総称です。

酸性雨が与える影響としては、湖沼や河川などの陸水の酸性化による魚類等への影響や土壌の酸性化による森林等への影響などがありますが、このほか直接樹木や文化財等に沈着することにより、これらの衰退や崩壊を助長するなどの広範な影響も懸念されています。

県では酸性雨の実態を把握するため、環境保健センター（鹿児島市城南町）において自動測定機によるモニタリングを実施しており、平成27年度の調査結果は表3-42のとおりです。（図3-10）

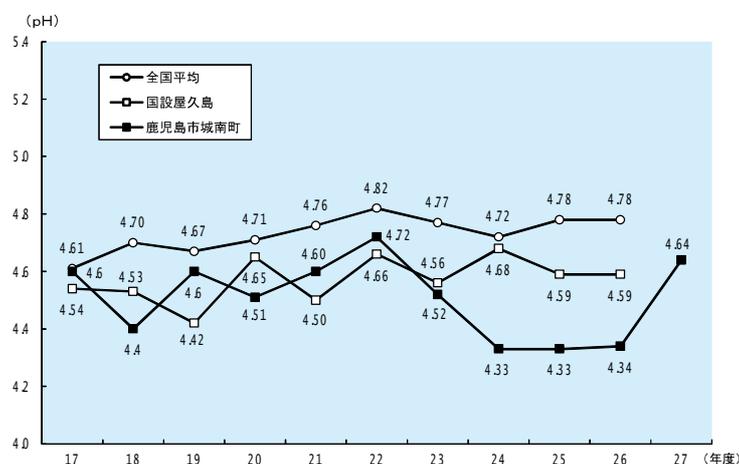
なお、環境省が昭和58年度から平成14年度までの20年間の調査をとりまとめた「酸性雨対策調査総合とりまとめ報告書」によると、降水pHの地点別平均値(20年間)はpH. 49～pH. 85の範囲にあり、全地点平均値はpH. 77でした。

また、環境省が実施した酸性雨長期モニタリング調査結果によると、平成15年度から平成19年度までの5年間の降水pHの地点別平均値はpH. 51～pH. 95の範囲にあり、全地点平均値はpH. 68、平成20年度から平成24年度までの5年間の降水pHの地点別平均値はpH. 60～pH. 21の範囲にあり、全地点平均値はpH. 72でした。

表3-42 酸性雨の測定結果（平成27年度）

測定地点		月												pHの平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鹿児島市 城南町	降雨数	12	7	15	15	7	9	3	10	8	9	6	9	4.64
	pH	4.52	4.58	4.66	4.65	4.74	4.40	4.56	4.64	4.97	4.20	4.63	4.67	

図3-10 年平均値（pH）の推移



## 2 対策

大気汚染を防止するためには、大気汚染の状況を的確に把握することや監視体制を充実するとともに、発生源であるばい煙発生施設及び粉じん発生施設等に係る規制の強化が必要です。

そのため、県では大気汚染防止法や県公害防止条例に基づき、これらの施設への立入検査等を実施し、排出基準等の遵守状況を監視するとともに、施設の改善指導を行っています。

### (1) 法令に基づくばい煙等の規制

工場及び事業場に設置されるボイラー、廃棄物焼却炉等の「ばい煙発生施設」及び堆積場、ベルトコンベア等の「一般粉じん発生施設」については、大気汚染防止法により規制されています。

ばい煙発生施設については、施設の種類及び規模ごとにそれぞれの大気汚染物質（硫黄酸化物、ばいじん等）に係る排出基準が定められており、昭和48年以降、逐次排出基準の強化や規制対象の追加など見直しが行われています。ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更の際には知事への事前届出が義務付けられており、知事はこれを審査し、これが排出基準等に適合しないと認められる時は計画変更命令等の措置が講じられるようになっていきます。

また、一般粉じん発生施設については、粉じん飛散防止のための施設の構造、使用及び管理上の基準が定められています。

県では、これらのばい煙発生施設、一般粉じん発生施設に対して、施設の管理状況の検査やばい煙の濃度等の測定などの立入検査を実施し、法に基づく排出基準等に適合しないおそれがあるものについては施設の改善等を指導しています。併せて、ばい煙発生施設設置者による大気汚染防止法に基づくばい煙量等の自主測定結果を踏まえ、事業者自ら大気汚染の未然防止に努めるよう指導を行っています。

なお、大気汚染防止法の規制対象外である小規模ボイラーや小規模な堆積場等については、県公害防止条例に基づく特定施設として規定し、大気汚染防止法と同様にばい煙等の排出基準を定めるとともに立入検査を実施するなどして、大気保全対策の強化を図っています。

平成27年度は、これらのばい煙・一般粉じん発生施設171施設について立入検査を実施しました。大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況は表3-43、44及び45のとおりです。

(資料編5-(4)、資料編5-(5))

**表3-43 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出施設数** (平成28年3月末現在)

令別表 第一の 項番号	施設名	県届出施設数	鹿児島市 届出 施設数	合計
1	ボイラー	1,314	339	1,653
5	溶解炉	2	1	3
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉	99	0	99
10	反応炉・直火炉	3	1	4
11	乾燥炉(骨材乾燥炉を含む)	82	25	107
12	電気炉	21	0	21
13	廃棄物焼却炉	91	21	112
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用煤焼炉	1	0	1
29	ガスタービン	42	29	71
30	ディーゼル機関	563	206	769
31	ガス機関	6	5	11
施設合計		2,224	627	2,851
工場・事業場数		989	306	1,295

**表3-44 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出施設数** (平成28年3月末現在)

施設名	県届出施設数	鹿児島市 届出施設数	合計
堆積場(鉱物又は土石)	205	23	228
ベルトコンベア・バケットコンベア	473	62	535
破碎機・摩砕機	217	27	244
ふるい	154	18	172
施設合計	1,049	130	1,179
工場・事業場数	168	38	206

表 3-45 県公害防止条例に基づく特定施設の届出施設数（平成28年3月末現在）

区 分	施 設 名	届出施設数
ばい煙に係る 特 定 施 設	ボイラー	356
	工場・事業場数	300
粉じんに係る 特 定 施 設	堆積場（鉱物又は土石）	82
	動力打綿機・製綿施設	94
	ベルトコンベア	4
	堆積場（木材チップ、木粉）	19
	チップパー	83
	碎木機	17
	炭素製品製造用粉碎施設・素灰製造施設	3
	施 設 合 計	302
工場・事業場数	199	

## (2) 自動車排出ガス対策

石油系燃料の燃焼に伴い発生する自動車排出ガスには一酸化炭素（CO）、窒素酸化物（NOx）、粒子状物質（PM）等の大気汚染物質が多く含まれ、環境大気に大きな影響を及ぼしています。

自動車排出ガス対策は、昭和41年のガソリン車に対する一酸化炭素についての規制に始まり、逐次強化され、昭和56年には全ての自動車について、CO、NOx、炭化水素（HC）の許容限度が定められました。

また、その後も環境省は中央環境審議会の答申を受け、ディーゼル車等の排出ガスについてNOxの許容限度の改正を行うとともに、PMについても新たに許容限度を設定するなど規制を逐次強化してきています。

## (3) 監視の強化

### ① 大気汚染常時監視

大気汚染を防止するためには、発生源の規制と並んで大気汚染の状況を的確に把握し、効果的に対策を行うことが必要です。

このため、大気汚染常時監視については、

- ・汚染状況を迅速に把握し、人の健康に影響する緊急事態に対処する
- ・測定機器の稼働状況を集中監視し、故障などに迅速に対処する

こと等の観点から、中央監視を行う環境保健センターと各大気測定局とをオンラインで結ぶテレメータシステムを構築するとともに県のホームページで測定結果を公開しています。

### ② 排出基準監視

ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素について、大気汚染防止法に基づく排出基準の適合状況を監視調査しています。

（表 3-46, 資料編 5-(6), 資料編 5-(7)）

排出基準に違反している工場・事業場については、改善勧告を行うなど排出基準を遵守するよう指導しています。

**表 3-46 排出基準監視測定（平成27年度）**

項目	ばい煙発生施設の種類	調査施設数
硫黄酸化物	ボイラー，廃棄物焼却炉等	8
ばいじん	ボイラー，廃棄物焼却炉等	8
窒素酸化物	ボイラー，廃棄物焼却炉等	8
塩化水素	廃棄物焼却炉	3

③ アスベスト対策

アスベスト対策については、平成17年7月に国、鹿児島市及び県関係機関で構成する「アスベスト関係機関連絡会議」を設置し、情報の共有化やアスベスト使用実態等の調査・公表を行うとともに、各種相談窓口の設置など諸対策に積極的に取り組んでいます。（表3-47）

また、平成18年10月には、大気汚染防止法改正・施行により、建物解体時等のアスベストの飛散防止対策が強化されています。（表3-48）

さらに、平成18年2月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立し、同年4月から同法に係る救済給付申請の受付を県13保健所及び鹿児島市保健所で行っています。（表3-49）

**表 3-47 相談件数（累計）**（平成28年3月末現在）

相談区分	件数	相談区分	件数
建材・建築関係	1,173	アスベスト廃棄物処理関係	146
健康関係	1,326	大気関係	69
アスベスト分析関係	297	その他	664
労働安全関係	588		
		計	4,263

※ 相談件数には、鹿児島労働局、県関係機関及び鹿児島市受理分を含む。

**表 3-48 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出数**

区分	年度												
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
解体作業	3	1	1	6	5	19	9	4	12	12	14	11	
改造・補修作業	1	33	32	44	19	33	31	23	19	10	9	11	
合計	4	34	33	50	24	52	40	27	31	22	23	22	

**表 3-49 救済給付の認定申請等受付状況**（平成28年3月末現在）

区分	申請等件数	認定件数
特別遺族弔慰金等請求	64 (39)	45
認定申請	120 (81)	78
計	184 (120)	123

※ ( ) は県内保健所受付分